



(保 314)

平成 31 年 3 月 19 日

都道府県医師会
労災保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
長 島 公 之

労災指定医療機関等への診療費関係の機械処理帳票の配布について

労災診療費関係の機械処理帳票（以下「帳票」）における新元号対応の帳票（以下「新帳票」）の取扱いについて、厚生労働省労働基準局労災保険業務課長補佐より事務連絡（添付資料 1）が発出されておりますのでご連絡いたします。

新帳票への変更につきましては、労災指定医療機関への配布期間及び周知期間を考慮した上で、平成 31 年 12 月までの間は、現行帳票（以下「旧帳票」）及び新帳票の受付が可能となっているところであります（添付資料 2）。

当該事務連絡の内容としましては、都道府県労働局に対して新帳票の使用は、レセプトコンピューターの改修が必要となる労災指定医療機関等を考慮した上で、一律に新帳票を配布することなく、旧帳票の配布や受付も行うよう再周知の内容になっております。

つきましては貴会会員への周知方ご高配賜りますようお願い申し上げます。

[添付資料]

1. 労災指定医療機関等への診療費関係の機械処理帳票の配布について
(平 31. 3. 15 事務連絡 厚生労働省労働基準局労災保険業務課長補佐 (給付担当))
2. 診療費関係の機械処理帳票の改正について (通知)
(平 30. 11. 14 基保発 1114 第 1 号 厚生労働省労働基準局労災保険業務課長)

事 務 連 絡
平成 31 年 3 月 15 日

都道府県労働局労働基準部労災補償課長 あて

厚生労働省労働基準局
労災保険業務課長補佐（給付担当）

労災指定医療機関等への診療費関係の機械処理帳票の配付について

診療費関係の機械処理帳票の改正については、平成 30 年 11 月 14 日付け基保発 1114 第 1 号「診療費関係の機械処理帳票の改正について（通知）」（以下「課長通知」という。）により通知したところであり、改正後の帳票（以下「新帳票」という。）については、本年 2 月上旬までに各都道府県労働局に配付したところである。

今回の帳票の改正については、課長通知において記載しているとおり、労災指定医療機関等への周知期間等を考慮し、本年 12 月までの間は、改正前の帳票（以下「旧帳票」という。）についても、受付を可能としているところである。

また、新帳票を使用するには、レセプトコンピュータの改修が必要となるため、現時点では、新帳票に対応していない労災指定医療機関等も少なくない。

これらのことにかんがみ、各都道府県労働局においては、当分の間、労災指定医療機関等に対し一律に新帳票を配付するのではなく、労災指定医療機関等からレセプト用紙の配付依頼があった場合には、旧帳票が必要であるのか、新帳票が必要であるのかを十分に確認の上、配付するようお願いする。

【照会先】

労災保険業務課短期給付係
担当：寺内、山田、西田
電話：03-3920-3311（内線 345,344）

基保発 1 1 1 4 第 1 号
平成 3 0 年 1 1 月 1 4 日

都道府県労働局労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局
労災保険業務課長

診療費関係の機械処理帳票の改正について（通知）

標記帳票の改正については、平成 3 0 年 4 月 2 7 日付け基保発 0 4 2 7 第 1 号「診療費関係機械処理帳票の改正について（事前通知）」にて通知したところであるが、元号欄入りの帳票（以下、「新帳票」という。）については、労災行政情報管理システム（以下、「システム」という。）において平成 3 1 年 1 月から受付が可能となることから、平成 3 0 年 1 2 月末までに各都道府県労働局に配付予定であるので通知する。

また、労働局から労災指定医療機関等への配布期間及び周知期間等を考慮し、平成 3 1 年 1 2 月までの間は、現行帳票（以下、「旧帳票」という。）及び新帳票の受付を可能とする。（対象となる帳票は「別紙 1」のとおり。）

なお、今後、労災指定医療機関等に対しても通知を行うこととしているが、問合せがあった場合には「別紙 2」の Q & A を参考に説明していただくようお願いする。

旧帳票を使用した場合のシステム上の元号判定の仕様は以下のとおりであるのでご留意願いたい。

	年(旧帳票における元号無し年)	システムでの元号判定
平成 3 1 年 4 月まで	0 1 年～ 3 2 年	平成
	3 3 年	昭和
平成 3 1 年 5 月～ 1 2 月	0 1 年～ 0 2 年	新元号
	0 3 年～ 3 1 年	平成
	3 2 年～	昭和

※新帳票の元号記入欄に新元号（仮元）を記載する場合は、「9」と記すこと。

診療費関係様式一覧

旧帳票 種別番号	新帳票 種別番号	様式名	様式種別
34700	<u>34720</u>	労働者災害補償保険診療費請求書	診機様式第 1 号
34700	<u>34720</u>	検査に要した費用等請求書(指定医療機関用)	診機様式第 1 号の 2
34701	<u>34729</u>	労働者災害補償保険薬剤費請求書	指薬機様式第 1 号
34702	<u>34721</u>	診療費請求内訳書(入院用)	診機様式第 2 号
34703	<u>34722</u>	診療費請求内訳書(入院外用)	診機様式第 3 号
34704	<u>34723</u>	診療費請求内訳書(入院用 傷)	診機様式第 4 号
34705	<u>34724</u>	診療費請求内訳書(入院外用 傷)	診機様式第 5 号
34706	<u>34725</u>	診療費請求内訳書(入院用 機械処理用)	診機様式第 2 号
34707	<u>34726</u>	診療費請求内訳書(入院外用 機械処理用)	診機様式第 3 号
34708	<u>34727</u>	診療費請求内訳書(入院用 機械処理用 傷)	診機様式第 4 号
34709	<u>34728</u>	診療費請求内訳書(入院外用 機械処理用 傷)	診機様式第 5 号
34710	<u>34730</u>	薬剤費請求内訳書(短期)	指薬機様式第 2 号
34711	<u>34731</u>	薬剤費請求内訳書(長期)	指薬機様式第 3 号
34220	<u>34264</u>	検査に要した費用等請求書(非指定医療機関用)	指機様式第 1 号の 3

※ 帳票の改正に伴い、上記のとおり帳票番号も変更となる。

労災診療費関係の機械処理帳票の改正に関する Q & A

Q 1. 新帳票はいつ頃配布されるのでしょうか。

A 1. 平成 30 年 12 月を目途に、厚生労働省本省から各都道府県労働局に発送することを予定しております。

Q 2. 新帳票は、いつから使用可能か。

A 2. 新帳票による請求の受付については、平成 31 年 1 月以降を予定しております。

なお、旧帳票については、新帳票の配布期間及び周知期間等も考慮して、一定期間受付を可能とする予定です。

※旧帳票については、平成 32 年 1 月以降、(システム上) 受付ができません。

Q 3. 診療費等のオンライン請求をしている場合には、手続方法が変わる等、何か影響があるのでしょうか。

A 3. 労災レセプト電算処理システムを使用し、オンライン請求をしている労災指定医療機関及び労災指定薬局におかれては、新帳票の改正に伴う作業は必要ありません。